

NEWS LETTER

2009年4月号 (No.129)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

「欠損金の繰戻還付」復活！！

平成20年の後半から続く世界的経済不安による景気の後退。その影響が著しい中小企業対策として、平成21年度税制改正で「欠損金の繰戻還付制度」（以下、「繰戻還付」という。）が復活しました。前期黒字だったので法人税を納税したが、最近の不況により今期赤字に転落し、資金繰りが急激に悪化した会社などには、ありがたい制度の復活となります。

●欠損金の繰戻還付制度の概要

「繰戻還付」とは、前期黒字で法人税を納めた会社が、次年度赤字に転落した場合に、その欠損金額を前期の所得に繰戻して、納めた法人税のうち、納めすぎた部分の税金を還付請求することができる制度です。よって、毎期赤字の会社では適用することができません。

また、この制度は平成4年4月より一部の例外を除いて停止されていたので、実に16年ぶりの復活となります。



(1) 対象となる欠損金

この制度の対象となる欠損金は、「平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金」となります。よって、2月決算法人より、この制度の適用が可能となっています。

(2) 対象法人

資本金または出資金の額が1億円以下の法人などの中小企業者等が対象となります。

●適用要件

適用要件は次の3つです。

(1) 還付所得事業年度と欠損事業年度において、青色申告書を提出していること

(2) 欠損事業年度の確定申告書を、提出期限内に提出していること

(3) 確定申告書の提出と同時に、欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出していること

●還付額の計算方法

実際にこの制度を適用した場合、いくら還付されるのかが気になりますね。計算式は次のようになっています。

$$\text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}} = \text{還付請求できる金額}$$

(分母の金額が上限)

(計算例)

	所得(欠損)	法人税
前期	300万円	66万円
当期	△200万円	-

$$66\text{万円} \times \frac{200\text{万円}}{300\text{万円}} = 44\text{万円(還付額)}$$

●青色欠損金の繰越控除制度との選択適用

青色申告法人は、前述の「繰戻還付」の他に、青色欠損金の繰越控除制度（以下、「繰越控除」という。）も選択が可能です。この制度についてはご存じの社長も多いのではないのでしょうか。黒字となった事業年度開始の日の前日から7年間さかのぼり、その期間の赤字を黒字と相殺ができるという制度です。

(1) 適用要件

① その事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度の欠損金であること。

② 欠損金の生じた事業年度において、青色申告書である確定申告書を提出していること。

③ 欠損金の生じた事業年度以降、連続して確定申告書を提出していること。

④ 欠損金の控除は古い年度から順次行うこと。

●繰戻還付と繰越控除、どちらが有利！？

それぞれの制度の特徴は、「繰戻還付」は税金が還付される即効性の効果があるのに対し、「繰越控除」は将来の税負担を軽減させる効果があります。最終的な税負担については変わりませんので、会社の現状や今後の展望などもふまえて、一度担当者へご相談ください。 (北岡 慧太)